

契 約 結 果 表

- 1 工事番号 令和5年度 泉建道災 第4号
- 2 工事名 八八重～四方田線迂回路(仮道)工事
- 3 工事場所 八代市泉町樅木
- 4 工 種 道路新設工事
- 5 工事概要
施工延長L=660m、幅員W=2.0m、掘削工V=710m³、盛土工V=305m³、
法面整形工A=847m²
- 6 契約金額 ¥5,500,000
- 7 契約日 令和5年8月28日
- 8 工事期間 令和5年8月29日 ～ 令和5年10月31日
- 9 請負業者 住 所 八代市泉町下岳6289
商号又は名称 (有)森田組
代 表 者 代表取締役 森田清隆
- 10 随意契約において契約の相手方を選定した理由

下記のとおり地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づいて選定したものを。

本件は、令和4年9月の台風14号により大規模な斜面崩壊が発生し、現在その崩土により市道八八重～四方田線が全面通行止めとなっている箇所の迂回路ルート(仮道)の開設工事となる。

現在は市道の全面通行止めによる帰宅困難世帯が2世帯あり、自宅確認・シイタケ等栽培の管理のため、山林内を徒歩で移動せざるを得ない状況であり、急勾配な山林内の移動にはケガ・熱中症など懸念される。

また、本路線は国見岳・烏帽子岳への登山に行くルートでもあり、大規模な斜面崩壊で道路が遮断されたことにより、登山客が減少し、民宿経営等、観光面においても大きな支障が出てきている。

故に、地元樅木地区からは遅くとも紅葉祭前の10月末までの早期開通の要望が上がっているが、全線復旧には時間を要することから、今回、まず、車両が通行できるのに必要最低限の道路幅員(W=2m)で仮道の開通させるための工事を行うものである。

なお、現場周辺で工事を行っていない新たな事業者が本工事を行う場合、隣接する工事との調整に時間を要し、重機搬入等のコストが増加することから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号を適用し、同路線に最も隣接する工事を受注している有限会社森田組と随時契約を行うものである。

※ 本工事については、「八代市が発注する工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理要領」に基づき、公表日の翌日から7日(市の定める休日を含まない。)以内に資格審査委員会の長に対して、当該契約の相手方を選定されなかった理由についての説明を求めることができます。

公表日

令和5年10月31日

契 約 結 果 表

- | | | | |
|---|------|---|----------------|
| 1 | 工事番号 | 令和5年度 環施修 第6号 | |
| 2 | 工事名 | 八代市斎場火葬炉設備(主燃コンバスター・再燃炉バーナー周り煉瓦)及び炉内台車3台修繕 | |
| 3 | 工事場所 | 八代市松崎町370-1 | |
| 4 | 工 種 | 火葬炉設備修繕 | |
| 5 | 工事概要 | 再燃炉バーナー周り煉瓦更新 3基(1、2、3号)、主燃コンバスター更新 4基(1、2、3、5号)、炉内台車耐火物更新 3台(1、2、予備2号) | |
| 6 | 契約金額 | ¥10,549,000 | |
| 7 | 契約日 | 令和5年8月31日 | |
| 8 | 工事期間 | 令和5年9月1日 | ～ 令和5年10月20日 |
| 9 | 請負業者 | 住 所 | 富山県富山市奥田新町12-3 |
| | | 商号又は名称 | (株)宮本工業所 |
| | | 代 表 者 | 代表取締役 宮本芳樹 |
- 10 随意契約において契約の相手方を選定した理由

下記のとおり地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づいて選定したものを。

本修繕は火葬炉内に設置する再燃炉バーナー周りの耐火物、炉内台車を更新するものである。火葬炉のメーカーは国内でも4社しかおらず、八代市斎場においては、株式会社 宮本工業所製の火葬炉を設置している。

火葬炉内では、稼働時の適正温度が分けられているため、修繕に際しては、炉の構造やレンガの組み立て方について詳細に把握している株式会社 宮本工業所であればできない特殊な技術を要するものである。

このことにより、上記を満たすのは株式会社 宮本工業所に限られるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行うものである。

※ 本工事については、「八代市が発注する工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理要領」に基づき、公表日の翌日から7日(市の定める休日を含まない。)以内に資格審査委員会の長に対して、当該契約の相手方を選定されなかった理由についての説明を求めることができます。

公表日 令和5年10月31日

契 約 結 果 表

1	工事番号	令和5年度 復災林修 第3号		
2	工事名	林道山口小川内線(崩土、土砂流出)修繕		
3	工事場所	八代市坂本町百済来上		
4	工 種	土砂撤去修繕		
5	工事概要	崩土撤去、流出土砂撤去 V=820m ³		
6	契約金額	¥2,651,000		
7	契約日	令和5年8月10日		
8	工事期間	令和5年8月14日	～	令和5年10月31日
9	請負業者	住 所	八代市平山新町4963	
		商号又は名称	(有)徳本建設	
		代 表 者	代表取締役 徳本敏男	

随意契約において契約の相手方を選定した理由

下記のとおり地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に基づいて選定したものを。

本件は、令和5年7月豪雨により被災し林道交通の妨げとなっている支障物の撤去について、6月補正追加提案で緊急に予算の確保を行ったものです。早急に対処を行わない場合、今年度発注予定の災害復旧工事の進捗に関わり、市民の生命財産に影響を及ぼすことなるため、緊急を要するものであり、これから施工可能な事業者を調査し、競争入札に付するいとまがないことから、地元建設業協会の協力を仰ぎ、推薦のあった1社を相手方とし、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に基づき、随意契約を行いたい。

※ 本工事については、「八代市が発注する工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理要領」に基づき、公表日の翌日から7日(市の定める休日を含まない。)以内に資格審査委員会の長に対して、当該契約の相手方を選定されなかった理由についての説明を求めることができません。

公表日 令和5年10月31日

契 約 結 果 表

- 1 工 事 番 号 令和5年度 健千修 第3号
- 2 工 事 名 千丁健康温泉センター源泉汲み上げポンプ電源設備復旧修繕
- 3 工 事 場 所 八代市千丁町新牟田
- 4 工 種 電気設備修繕
- 5 工 事 概 要
落雷による源泉ポンプ電源設備の故障に伴い、取替修繕を行うもの。
- 6 契 約 金 額 ¥2,575,650
- 7 契 約 日 令和5年8月24日
- 8 工 事 期 間 令和5年8月25日 ～ 令和5年10月16日
- 9 請 負 業 者 住 所 八代市袋町1番45号 いずみビル2階
商号又は名称 (株)大環
代 表 者 代表取締役 泉乃介

10 随意契約において契約の相手方を選定した理由

下記のとおり地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づいて選定したもの。

千丁健康温泉センターにおいて、7月24日の落雷により、源泉汲み上げポンプの電源設備である、電源ユニット・保護設備(安全設備)汲み上げポンプのコントロールユニットが故障し稼働できない状況になっている。今回故障した電源設備は汲み上げポンプと連動した温泉センター施設の一部であることから、復旧工事については、「八代市千丁健康温泉センター管理業務委託」を契約、履行中であり、源泉汲み上げポンプの製造メーカーと連携が取れ、当該施設等に精通している(株)大環に行わせることにより、後期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工が確保できるなど有利な契約が見込まれる。本工事を他の業者に行わせる場合、現場確認や材料調達に時間を要し、今後の温泉センター営業に支障を来す可能性があるため、本誌にとって競争入札に付することが不利と認められることから、。地方自治法施行令第167条の2第1項第6号を適用し、随意契約とするものである。

※ 本工事については、「八代市が発注する工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理要領」に基づき、公表日の翌日から7日(市の定める休日を含まない。)以内に資格審査委員会の長に対して、当該契約の相手方を選定されなかった理由についての説明を求めることができます。

公表日 令和5年10月31日

契 約 結 果 表

- 1 工事番号 令和5年度 泉建道災 第6号
- 2 工事名 五家荘～椎葉線災害復旧応急仮工事
- 3 工事場所 八代市泉町樅木
- 4 工 種 災害復旧応急仮工事
- 5 工事概要
施工延長L=30.0m 幅員W=3.0m 大型土のう積工N=25袋 敷鉄板設置工N=20枚 土工一式
- 6 契約金額 ¥6,490,000
- 7 契約日 令和5年8月30日
- 8 工事期間 令和5年8月10日 ～ 令和5年10月31日
- 9 請負業者 住 所 八代市鏡町両出1324-1
商号又は名称 (株)江川組
代 表 者 代表取締役 江川信二
- 10 随意契約において契約の相手方を選定した理由

下記のとおり地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づいて選定したものである。

本件は令和5年8月の台風6号で被災した市道五家荘～椎葉線において、道路陥没により民家が孤立状態にあり、早急に道路の復旧を行う必要がある。また、近隣で地すべり工事を施工している同一業者に行わせることにより、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工が確保できるなど有利な契約が見込まれる。この工事を他の業者に行わせる場合、資材その他の点で割高となり、本市にとって競争入札に付することが不利と認められることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号を適用し、随意契約とするものである。

※ 本工事については、「八代市が発注する工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理要領」に基づき、公表日の翌日から7日(市の定める休日を含まない。)以内に資格審査委員会の長に対して、当該契約の相手方を選定されなかった理由についての説明を求められます。

公表日

令和5年10月31日